

かながわ県民活動サポートセンター協議会第8期委員追加募集要項（案）

かながわ県民活動サポートセンター協議会（以下「協議会」と言います。）は、利用者の意見をかながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」と言います。）の運営に反映させ、県民に開かれたものとするとともに、利用者の自主的な活動を一層促進するために、平成15年11月に設置されました。このたび協議会は、運営活動の充実を図るため、第8期委員を追加募集します。

1 協議会の活動内容

協議会は、サポートセンターを利用する方の中から応募・選考された委員により自主的に運営されるもので、次のことを行っています。

- ① サポートセンターの運営及び利用についての協議
- ② 幅広く意見交換を行う「交流の場」の企画・運営
- ③ その他必要と認める事項

2 追加募集する委員の数

5名以内（利用者委員の定数は20名以内で、現在の委員数は15名。）

4 委員の任期

第8期委員の任期は、平成30年4月1日から32年3月31日までなので、今回、追加で募集する委員の任期は、31年4月1日から32年3月31日までの1年間となります。

5 応募資格

次のすべてに該当する方です。

- ① サポートセンターを利用している方若しくは今後利用される意志があり、自主的・非営利・社会貢献活動を行っている方
- ② サポートセンターにおいて、宗教活動・政治活動を行わない方
- ③ サポートセンター協議会に積極的に参画する意志のある方

6 募集期間

平成30年1月19日（土）から3月15日（金）（必着）まで

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、9階フロントの応募箱に投入するかFAX、郵送等により協議会事務局宛提出してください。

宛 先：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター協議会事務局
（かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課）
FAX：045-312-4810 ボランティア活動サポート課宛

8 選考方法

- (1) 選考会（非公開）において選考を行います。
- (2) 選考会は、第8期協議会委員で構成します。
- (3) 応募者が募集人数に満たなかった場合も、選考会で選考を行います。
- (4) 選考会における選考結果について協議会で承認することにより第8期追加委員を決定します。
- (5) 選考に際しては、1団体から1名を上限とし、年齢層・活動分野及びかながわ県民活動サポートセンターにおける活動頻度が偏らないよう留意します。なお、団体に所属している方でも、個人としての応募も可能です。

(6) 選考に際しては、協議会活動に実際に参加できるかどうかについても確認し、参加可能性の高い応募者を優先します。

9 委員の決定・公表

協議会で承認された委員の方には、協議会事務局を通じて委員決定通知書を送付するとともに、委員の氏名、所属団体をかながわ県民活動サポートセンター内に掲示します。

10 スケジュール

平成 31 年 1 月 19 日 募集ポスターの館内掲示等で募集の広報を開始します。

平成 31 年 3 月末頃 選考会、協議会、決定通知、公表

11 サポートセンターの協力

サポートセンターは、協議会が円滑に運営されるよう、協議会の日程調整、連絡、会場の確保、会議記録の作成に関する協力を行います。

(附則)

この要項は、平成 30 年 12 月 日から施行します。